

裁判員センター研修 実施報告

専門家研修 「司法面接的手法」の最前線



1. 研修の概要

東 正悟 Higashi shogo (70期)

一昨年新設された刑事訴訟法321条の3（以下「本規定」といいます。）は、一定の類型の事件における被害者等に対する法廷外の面接を録音・録画した記録について、一定の要件の下で証拠能力を認める規定であり、「司法面接的手法」（以下「本手法」といいます。）とは本規定が想定している面接手法です。本規定には、伝聞例外の要件を緩める要素を有すること、面接対象には発達過程の子どもも含まれており供述汚染等のリスクが高いこと、その一方で面接の実施者は刑事訴訟の一方

当事者である検察官であることが多い実情があること等、多くの論点が含まれています。しかし、本手法の実施例（法改正前のものも含む。）は未だ少なく、本規定にかかる知見を獲得する環境も必ずしも十分とは言えません。そこで裁判員センターでは、当委員会の久保有希子弁護士をファシリテーターとし、本手法に精通する専門家として心理学者である高木光太郎教授（青山学院大学社会情報学部）及び刑事訴訟法学者である大谷祐毅准教授（東北大学大学院法学研究科）を招聘して、各論点についてパネルディスカッションを行う研修を企画しました。

研修ではまず、高木先生において、本手法を実施する趣旨、本手法のモデルの一つとされるNICHDプロトコルの内容等について基調講演を行っていただき本手法にかかる基礎知識を学んだ後、公判前段階における論点、公判段階における論点について三者でセッションを行いました。2時間以上にわたるセッションでは、法令の文言解

釈、本規定と刑事訴訟法321条との関係、本手法の実施主体、本手法の実施に弁護人が関与することのは是非・方法、要件充足性を吟味するために必要な証拠の内容及び証拠開示の方法、法廷における録音・録画記録の顕出の方法、録音・録画記録及びその反訳におけるマスキングの方法、反対尋問の実施方法等、多岐にわたる論点について心理学、刑事訴訟法学、弁護実務の3つの異なる立場から様々な見解が述べられ、議論が交わされました。

本研修を通して、単に法令の内容の正確な理解に留まらず、法令の抽象的な文言にかかわらず本手法のあるべき実施方法が履践できているかが重要であること、供述汚染の問題等の有無・程度を吟味するために供述者の特性（年齢、知的能力等）を踏まえた反対尋問の方法を検討すべきこと等、実務ですぐに活用できる実践的な知識を得られ、また同時に、その法理論的、心理学的な裏付けも確認できたことは、受講者にとって極めて有益な機会であったものと思います。

裁判員センターでは、裁判員裁判対象事件に限らず、非対象事件にも通じる知識・経験の共有、研鑽の場を多数設けています。今後も魅力的な企画を検討してまいりますので、興味をもたれた方はぜひ積極的に当委員会の開催する研修にご参加ください。



2. 研修を受けて

野村 真莉子 Nomura Mariko (67期)

昨年担当した、児童が被害者とされる控訴審で歯がゆい思いをしたことから、正しい知識と実践の視点を得て事件に活かしたいとの想いで参加しました。まず構成が素晴らしかったです。講義で基本的な知識、特にプロトコルを段階ごとに理解したうえで、心理学者、刑事訴訟法学者、弁護人それぞれの立場から率直な意見交換がされていく、ほかにない研修でした。高木先生のご実感として

司法面接的手法に関する供述心理鑑定が増加して状況の変化を感じられる一方で面接の内容面には課題も多いとの指摘が興味深く、子どもの供述が有罪立証の柱となる事案を担当する際には、大人とのコミュニケーションの取り方の特徴、記憶の上書きも容易になされてしまうことを理解し、生の記憶をそのまま話してもらうためにできることを模索する努力が必須と感じました。後半の見どころは久保先生の忌憚のない問い合わせに大谷先生が見事に応えるやりとりで、特信情況の刑訴法321条1項2号と3号の議論、証人テストはさらなる供述汚染を生む？弁護人から司法面接を申し入れることはあり？といった疑問や反対尋問時に法廷でできる工夫等、トピックも盛りだくさんで書ききれません。参加者の期待をさらに上回る、貴重すぎる内容でした。

控訴審弁護発展研修 ～事例から考える控訴審弁護の実践～

韓 泰英 Han Teyong (68期)



1. 研修の趣旨

刑事裁判の控訴審は事後審とされており、「控訴審における事実誤認の審査は、第1審判決が行った証拠の信用性評価や証拠の総合判断が論理則、経験則等に照らして不合理と言えるかという観点から行う」とされています（最一小平成24年2月13日判決）。他方で、控訴審は最後の事実審であり、積極的な調査・立証活動を行っていく必要があります。そこで、実際の事件を元にした模擬記録（電車内痴漢事件）を題材としてゼミ形式で議論を行い、控訴趣意書と事実取調べ請求の内容を練り上げる研修を企画実施しました。



2. 研修内容① 事前課題

受講生には事前課題として、原判決中の不合理な点の指摘、事実取調べ請求の検討、訴訟手続の法令違反の検討、控訴趣意書の骨子の検討をしてもらいました。

特に原判決を一から分析することは控訴審弁護を行う上で必須の作業であり、これを事前に行ったことで研修当日の議論が充実したものになりました。



3. 研修内容② ゼミ形式での議論

研修は土曜日の午後に4時間枠で行いました。

研修当日は、まず、控訴審の基本的な講義を行った上で、①被害者の証言の信用性、②纖維片に関する鑑定結果による犯人性の裏付け、③被告人の弁解の信用性という3つのテーマについて、受講生全員でブレインストーミングを行いました。その際には、原判決を冒頭から一行ずつ見ていき、どのような不合理さがあるかを具体的に指摘してもらいました（「～行目において～という。しかし～。」）。また、その主張を補強するためにどのような事実取調べ請求が考えられるかも議論しました。受講生からは様々な分析・意見が出され、活発な議論が行われました。

一通り原判決の分析が終わった後、控訴趣意書の骨子を検討しました。瑣末な不合理さを指摘しても「原判決に誤りはあるが判決には影響しない」となりかねないため、裁判官の心証に影響する不合理さを指摘する必要があり、そのためには無罪を導くための説得的なケースセオリー（無罪仮説）を提示することが重要になります。そこで、どのようなケースセオリーがあり得るかを議論した上で、ブレインストーミングで挙げた不合理さのうち重要なものを3つ選んで投票してもらいました。これにより、控訴趣意書で指摘するケースセオリーと不合理性の骨子について議論することができました。

最後に、控訴趣意書に基づく弁論について、講

師が模擬プレゼンテーションを行いました。



4. 研修内容③ 受講生起案の講評

今回の研修では、弁護人の立場から主張を検討して終わりにするのではなく、受講生から控訴趣意書の起案を募り、当会会員で高裁刑事部総括判事の経験もある半田靖史先生に講評してもらいました。

半田先生からは、本件事件での控訴趣意書の構成、冒頭の工夫、不合理性の論述、まとめ方、訴訟手続の法令違反の主張について具体的なコメントと処方箋が示され、控訴審裁判官の視点を学ぶことができました。



5. 最後に

控訴審研修は講義形式のものが多く、今回のような事例に基づき主体的に検討する研修を企画するのは新しい試みでしたが、非常に大きな学びを得ることができました。今後も同様の研修を企画する予定ですので、機会があればぜひ受講していただけますと幸いです。

法廷弁護技術基礎研修



1. 研修の概要

菅野 浩平 Kanno Kohei (69期)

裁判員センターでは、「事実認定者が公判で見て・聞いて分かる弁護活動」ができるることをひとつの目標として、年に1~2回、法廷弁護技術基礎

研修を開催しています。

研修では、まず模擬記録を基にブレインストーミングを行い、受講生が各々のケースセオリーを構築します。次いで、冒頭陳述、主尋問、反対尋問、最終弁論ごとに、講師からの講義、受講生の実演、講師から受講生実演に対するクリティック(批評)が行われます。

さて、裁判員センターでは、令和7年3月15日、16日、刑事弁護人として著名な大阪弁護士会の後藤貞人先生を講師に招き、法廷弁護技術基礎研修を開催しました。

受講生からは精力的な実演が行われ、後藤先生をはじめとした講師陣からのクリティックを受講生全体が聞くことで全体のレベルアップにつながりました。後藤先生からは、研修最後に「これからも技術を磨きつづけよう」との言葉があり、法廷弁護技術を磨くことについて全員の士気が上がったように感じられました。

裁判員センターでは今後も法廷弁護技術基礎研修を実施することを予定しています。法廷弁護技術に磨きをかけたい方はぜひ、研修の受講をしてみてください。



2. 受講生の立場から

岩井 利彰 Iwai Toshiaki (76期)

法廷弁護技術研修は、受講生が自ら実演を行い、それに対して第一線で活躍されている講師の先生方から直接指導を受けられる、非常に貴重な研修です。話す内容はもちろん、話し方、視線、立ち振る舞い、ビジュアルエイドの使い方に至るまで、細やかな指導を受けることができます。

「今回はこの切り口で挑戦してみよう」と意気込んで臨み、自分では「これは決まった！」と手応えを感じていても、講師からクリティックを受けると、「なるほど、そう見えるのか」と気づかされることが少なくありません。良かれと思っていた手法が、実は裁判員に異なる印象を与えるこ

ともある。その発見の積み重ねが、自分の弁護技術を確かに磨いてくれます。

当初は自分の実演に集中するのが精一杯でしたが、最近ではほかの受講生の実演を見ながら、「講師はこの点を指摘するのでは？」と予測しつつ聞くようになりました。なかでも冒頭陳述の実演は毎回見応えがあります。冒頭陳述は、弁護人がこちら側のストーリーを語る最初の機会であり、検察官の冒頭陳述の直後に行われるため、裁判員や裁判官の注目度が特に高い場面です。受講生それぞれの語り口や構成に個性があり、「こんな伝え方があるのか」と気づきを得ることも多く、毎回刺激を受けています。

研修を通じて、講師や同期の先生方とのつながりも生まれました。今では、日々の業務で直面する刑事事件の疑問を気軽に相談できる仲間ができたことも、大きな財産です。

この研修には、年次や専門分野を問わず、様々な弁護士が参加しています。私自身、所属事務所で刑事弁護を担当しているわけではありませんが、それでもこのような実践的な場で経験を積めることは非常に有意義です。法廷で自信をもって立つの確かな一歩となる研修であり、刑事弁護に関心がある全ての弁護士におすすめしたいと感じています。

N_F

